

特記仕様書

総則

- ・ 本工事は網走市が発注する、網走市公共下水道枝線管渠布設工事第1工区である。
- ・ 請負業者は、建設工事請負契約書に基づき工事を施工すると共に、併せて本特記仕様書及び北海道建設部監修「土木工事共通仕様書」に従って、工事監督員の監督、指示を受けて工事を執行しなければならない。

(法令等の遵守)

- ・ 請負業者は、工事の施工に当たり、関係する法律及びその他の関係法令、条令、規則を遵守しなければならない。

(工事測量)

- ・ 既存の用地境界杭等は原則として撤去してはならない。
なお、工事施工上やむを得ず一時撤去するときは、事前に関係者の了解を得るとともにオフセット、写真等で現状を確認しておき、その復旧は関係者立合いのもとに回復しなければならない。

(工程、住民対策)

- ・ 請負契約締結後早急に現地調査、関係機関との打合せ（道路管理者、網走市水道部、NTT、北電等）を行い、支障物件等がある場合には早急に関係機関と現地立会いをし、対策を講じた上で工程計画を立て監督員と協議すること。
- ・ 監督員との協議に基づき、住民にわかりやすい工程表、工事内容、交通規制（迂回路等）を作成し、住民に周知すること。

(工事支障物件、周辺環境)

- ・ 本工事区間内に上水道管が埋設されている場合は、請負契約締結後早急に水道部上水道課と協議及び現地立会いをすること。
- ・ 電気、電話等の架空線及び地中線が工事の支障となる場合も、請負契約締結後早急に調査及び関係機関と現地立会いを行い検討すること。
- ・ 工事で悪影響を与える可能性がある構造物（家屋、塀、庭木等）がある場合は着手前に所有者又は管理者立合いのもと、調査し対策を報告すること。（周辺環境調査の実施）

(公共樹の調査)

- ・ 公共樹の設置位置については、発注者及び土地所有者又は居住者に確認するものとする。

(事故処理及び応急措置)

- ・ 工事中に事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに関係官公署に事故発生の通報の上、監督員及び関係機関等の指示に従ってその拡大防止に努めなければならない。
- ・ 第三者の家屋及びその工作物が、工事の影響によって損害等が生じたときは、速やかに監督員に報告するとともに、その程度が第三者の日常正確又は営業等に著しい支障を与えているときは、請負者の負担に速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。
- ・ 応急措置を講じたときは、その内容について速やかに監督員に報告しなければならない。
- ・ 応急措置の実施に当たっては、必要により監督員も立ち合うことがある。

(発生材料)

- ・ 工事施工に伴い生じた現場発生材料は、あらかじめ処分方法を指定した場合を除き、監督員の指示により、保管または処分をしなければならない。

(工事現場の管理)

- ・ 道路上で行う工事は、交通の危険、渋滞等を防止し、特に歩行者が通行できるよう現場の状況に応じて、安全柵、保安ロープ、仮橋等で安全を確保する。また、交通の状況によっては、交通整理員を配置して公衆の事故防止に努めるものとする。

工 事 施 行 条 件

残土・産業廃棄物関係

(1) 残土処理方法

搬入場所	網走市字三眺24地先
運搬距離	km 施工箇所により異なる
受入条件	

(2) 産業廃棄物の処理方法

搬入場所	網走市呼人543番地3 早水組
運搬距離	km 施工箇所により異なる
受入条件	

工事支障物件等

(1) 上水道管

所管	網走市 水道部 上水道課 上水道係
協議	
立会	
工事方法	
移設時期	

(2) 下水道管

所管	網走市 水道部 下水道課 下水道係
協議	
立会	
工事方法	
移設時期	

(3) 北電柱または電線

所管	北海道電力株式会社 網走営業所
協議	
立会	
工事方法	
移設時期	

(4) 電々柱又は電話線

所管	日本電信電話株式会社 北見支店
協議	
立会	
工事方法	
移設時期	

(5) 交通規制関係

所管	網走市役所 都市管理課
協議	
規制内容	
規制期間	

※ 工事施工に伴い、交通規制が必要となる場合、施工予定日の2ヶ月前（道道）～1週間前（市道）迄に監督員に連絡すること。
尚、申請については下水道課で行うこととする。